## 事務センターだより

第78号 平成22年 11月 1日 亀山市学校事務センター リーダーグループ



秋も深まり、芸術の秋、食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋と、それぞれの秋を堪能していることとお察しいたします。事務センターでは、年末調整をはじめ、出勤簿・休暇簿の更新、退職手当の事務、後期備品購入など慌ただしくなってきました。



## 年末期整の時間においました



給与所得者の扶養等控除(異動)申告書など、年末調整にかかる書類は書かれましたか? 書類の記入にあたっては、申告書の裏面をよくご覧の上ご記入ください。

確定された年税額で、徴収しすぎた所得税は12月分給与で調整され、それでも多い場合は年内還付されます。年内に変更があった場合は、1月頃に還付、及び納付書払いで振り込みするのが一般的です。

・本年は、23年分の扶養等控除(異動)申告書を、年明けに書いてもらいます。23年より子ども手当の支給に伴い、中学生までの子どもは所得税よりは控除できなくなりました。16歳以上の収入のない学生は引き続き、控除できますので、(特定扶養の欄を注意)お間違えのないようにお願いします。

招 第 38万円	整 63万円 頁	·上乗せ部分 (25万円) ·【廃止】	特定扶養親族	58万円 48万円 同居老親			同居老親等加算	等加算
	年少扶養 親族【廃 止】	一般の控除 対象扶養親 族			股の控除対象扶養親族		老人扶養親族	年齢
	~15歳	16歳~18歳	19歳~22歳	23歳	~	69歳	70歳~	<u> 구</u> 쩐미
	<del>扶養親族</del>							

「年末調整のしかた」より抜粋



## 事務研究大会 亀山発表無事終わる

三重県公立小中学校事務研究会主催の研究発表会が、10月21日(木)行われました。本年は、亀山市が発表に当たっており、亀山市の共同実施について「学校事務の効率化を進め、学校の教育的業務を支援する」をテーマに発表しました。当日は、亀山市の共同実施に発足当時からご尽力いただいた元亀山中学校校長 楳谷 英一先生に助言者として参加いただきました。これからの共同実施を進めていくうえで、たくさんのヒントを貰い充実した一日でした。

## ※旅行命令簿・・・同一日に同じ会場に複数回出張された場合は、 備考欄に回数を忘れずに入力してくださいね。

県教委より指示があり、今後このようにお願いします。詳しい入力の仕方は、職員会議等で配布された文書のとおりです。旅費は、共同実施で点検審査して、県教委にデータを送信し、県教委でも審査することになっています。県教委は、用務内容までは審査しないので、重複請求しているかどうかが確認できないためこのようになりました。

旅費請求にあたっては、忙しいなかいろいろと言いますが、県の税金を第3者が見ても説明ができるようにしておかなければなりません。後で急いで処理すると間違いますので、 すみやかな処理をお願いします。